

第2節 推進体制

景観施策を推進するにあたっては、関係部局と十分な調整を図るとともに、市民や専門家の意見を聴取する都市景観審議会、専門家の指導・助言を行う都市景観アドバイザー制度等を活用しながら進めます。

1. 都市景観審議会

福岡市では、豊かな自然と悠久の歴史に培われた福岡にふさわしい風格のある美しいまちづくりと市民文化の向上に資することを目的に「福岡市都市景観条例」を定め、良好な景観形成の促進に取り組んでいます。

福岡市都市景観審議会は、福岡市都市景観条例第30条の規定に基づいて設置しており、市長の諮問に応じ、都市景観の形成に関する事項を調査審議します。

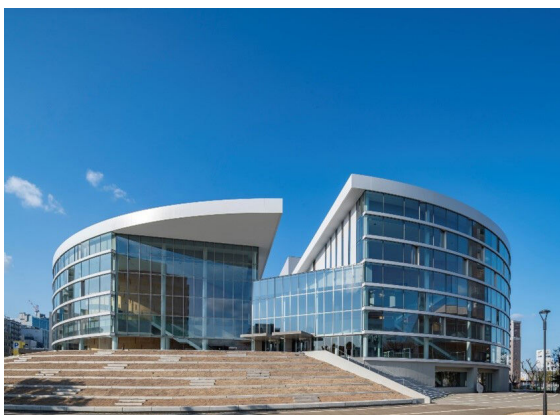
2. 屋外広告物審議会

福岡市では、良好な景観を形成し、公衆に対する危害を防止するため、看板(屋外広告物)を表示・設置する際のルールとして、「福岡市屋外広告物条例」を定めています。

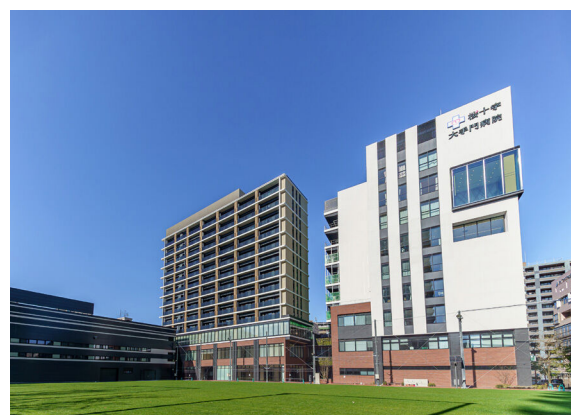
福岡市屋外広告物審議会は、屋外広告物の規格基準の変更や禁止地域の指定など、都市景観の形成に関する事項を調査審議します。

3. 都市景観アドバイザー制度

福岡市都市景観アドバイザー制度とは、福岡市都市景観条例第32条の規定により、行政、事業者等が共働して地域の良好な景観形成を促進していくために、地域の中核となる施設やランドマークとなる施設等で、都市デザイン、都市景観、建築意匠、緑化計画、広告デザイン等の専門家の意見を聴くことが必要と判断される事案について、都市景観アドバイザー会議を開催し、専門家による助言・指導を行っています。



福岡市民ホール

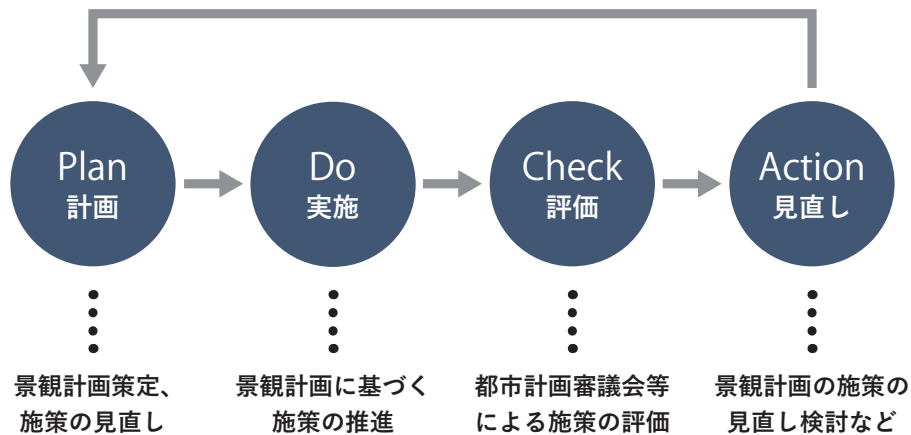


りすのこスクエア

4. 景観計画の運用・施策の更新

土地利用の変化、市民意識の高まり、景観に関わる技術革新など、良好な景観の形成に関する環境の変化を踏まえ、適宜内容を検討し、必要に応じて施策の見直し検討などを行うものとします。

施策の見直し等にあたっては、都市景観審議会の意見を聴きながら、計画の評価を行うPDCAのサイクルに基づき行うものとします。



<コラム> 都市景観形成基金の活用

ふるさと納税でいただいた寄付等を活用し、都市景観賞等の市民・事業者等の景観に関する意識高揚のための事業や、民間建築物の修景助成など、良好な都市景観の形成を図る施策を推進します。

